

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和5年2月組合議会定例会 会議録

令和5年2月24日

1 出席議員氏名

松隈 清之	岡 広明	森山 林	尼寺 省悟	江副 康成
西依 義規	重松 一徳	中村 絵理	大川 隆城	吉富 隆

2 欠席議員氏名

宮原 宏典 松信 彰文

3 議会録署名議員

尼寺 省悟 重松 一徳

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	橋本 康志	副管理者	松田 一也
消防長	下田 辰也	次長	秋吉 孝二
次長兼鳥栖消防署長	森園 省三	次長兼予防課長	船津 直樹
総務課長	西山 伸一	警防課長	松永 康輝
情報指令課長	井上 耕一	西消防署長	田中 清雅
総務課長補佐	大寫 邦彦	総務課長補佐	牛嶋 崇宏
総務係長	園木 勝彦	財政係長	黒田 聡

5 議会事務局員氏名

総務係主任 中島 昌章

6 議事日程

日程第 1	会期決定
日程第 2	議会録署名議員の指名
日程第 3	経過報告
日程第 4	管理者提案理由説明
日程第 5	鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任について
日程第 6	鳥栖・三養基地区消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行 条例
日程第 7	鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開・個人情報保護審査会設置 条例
日程第 8	鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の定年の引き上げ等に伴う 関係条例の整備に関する条例
日程第 9	令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第3号）
日程第10	令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算

7 議会に付した案件

議事日程のとおり

8 議会の経過

開会 10時00分から11時12分

(松隈議長)

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合告示第1号におきまして、組合議会定例会が招集されました。

ただ今、出席人員8人、よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより令和5年2月組合議会定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

日程にはいります前に、新しく組合議員になられました方を私から紹介させていただきます。

上峰町から令和5年1月24日付けで選出されました、大川隆城議員、吉富隆議員、順次ご挨拶をお願いいたします。

(大川議員)

皆さん、おはようございます。

ただいま御紹介にあずかりました、上峰町議会の大川隆城でございます。これから皆様方と御一緒させていただきまして、また頑張ってまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(吉富議員)

皆さんおはようございます。

ただいま松隈議長さんより御紹介をいただきました、上峰町議会議員の吉富隆と申します。

皆様方の御指導と御協力を得ながら、職務に全うしてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

(松隈議長)

ありがとうございました。

以上をもちまして、新しく組合議員に就任された方の紹介を終わらせていただきます。

(西山総務課長)

議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

おはようございます。総務課長西山でございます。

付議案件として送付しております資料に誤りがございましたので、議長のお許しを得まして、本日机の上に「配布資料の訂正について」という文書を置かせていただいております。

訂正理由といたしまして、鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例とすべきところを鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開・個人情報保護審査委員会設置条例と標記しておりました。訂正箇所は、4箇所4ページになります。

1箇所目は、議事日程 日程番号7 議案番号第3号件名の箇所でございます。

2箇所目は、管理者提案理由説明要旨 表紙裏 10行目の後半でございます。

3箇所目は、①議案書議案一覧表議案第3号件名の箇所でございます。

4箇所目は、④議案参考資料一覧表議案第3号件名の箇所でございます。

お詫びして訂正いたします。申し訳ございませんでした。以上です。

(松隈議長)

日程第1会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第2会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において尼寺省悟議員並びに重松一徳議員を指名いたします。

日程第3経過報告でございますが、お手元に報告書を配布いたしておりますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第4管理者提案理由の説明を求めます。

(橋本管理者)

議長

(松隈議長)

橋本管理者

(橋本管理者)

おはようございます。

今日はお忙しい中、当組合の議会に御出席を賜りありがとうございました。また今回上峰町から新たに御就任をいただきました大川議員、そして吉富議員におかれましては、今後ともこの当組合の運営に御協力を賜りますようよろしくお願いします。

ただ、わたくし橋本は3月14日をもってこの役を退任することになりました。これまで御協力を賜りました事を心からお礼申し上げます。今後とも皆様におかれましては、市民町民の安全安心を守るという崇高な使命に基づいて、日夜奮闘しておりますので、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

では提案理由の説明を申し上げます。

本日、ここに令和5年2月組合議会定例会を招集いたしまして、提案しております議案について概要をご説明し、ご審議をお願いすることといたしました。

提案いたしました議案のうち、議案第1号監査委員の選任について申し上げます。これは、監査委員が任期満了となり現在不在となっておりますので、選任をお願いするものでございます。

次に、議案第2号鳥栖・三養基地区消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び議案第3号鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例について申し上げます。これは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い制定するものでございます。

次に、議案第4号鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について申し上げます。これは、地方公務員法の一部改正に伴い、関連する条例について改正を行うものでございます。

次に、議案第5号令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第3号について申し上げます。今回の補正予算につきましては、既決の予算から歳入、歳出それぞれ1,368万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億6,233万3千円といたしております。歳入面では、使用料及び手数料、繰入金を追加する一方、財産収入、組合債を減額いたしております。歳出面では、決算見込みによる調整を行うとともに、積立金を追加いたしております。

次に、議案第6号令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算について申し上げます。予算の総額は、歳入、歳出それぞれ15億9,816万4千円とし、前年度比13.86%の減となっております。歳入面では、令和4年度基準財政需要額で算出いたしました各市町負担金、消防施設等整備基金からの繰入金及び組合債などを計上いたしております。歳出面では、総務費で人件費等経常的な経費のほか、庁舎空調改修工事、消防費で災害対応ドローン、自動心肺蘇生器整備に要する経費などを計上いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

(松隈議長)

ありがとうございました。

日程第5議案第1号鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(橋本管理者)

議長

(松隈議長)

橋本管理者

(橋本管理者)

鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任について、ご説明を申し上げます。①の議案書の1ページをお願いいたします。

本組合の監査委員のうち、関係市町の監査委員につきましては、上峰町の吉田豊監査委員でありましたが、令和5年1月20日付けをもちまして任期が満了となり、現在不在となっております。監査委員につきましては、本組合同規約第12条第2項の規定によりまして、管理者が組合議員の同意を得て選任することとなっておりますので、関係市町の監査委員のうちから、上峰町の鈴木千春氏を選任いたしたく同意を求めるものでございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

以上、提案理由の説明が終わりました。

これより議案第1号の質疑を行います。

(一同)

なし

(松隈議長)

ないようでございますので、質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第1号鳥栖・三養基 地区消防事務組合監査委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

(鈴木監査委員入室)

(松隈議長)

どうぞおかけください。

監査委員になりました鈴木千春監査委員ご挨拶をお願いいたします。

(鈴木監査委員)

はい、議長。上峰町議会議員の鈴木千春と申します。

この度、当組合の監査委員にご選任いただき、身の引き締まる思いでございます。皆様方のご指導とご協力をいただきながら、職務を全うさせていただきたいと思っておりますので何卒よろしくお願いいたします。

(松隈議長)

ありがとうございました。

監査委員となりました鈴木千春様におかれましては、今後ともご指導ご協力を賜りますようお願いいたします。

(鈴木監査委員退室)

(松隈議長)

日程第6議案第2号鳥栖・三養基地区消防事務組合個人情報保護に関する法律施行条例を議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

議案第2号鳥栖・三養基地区消防事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について御説明いたします。①議案書の2ページ、3ページをお願いいたします。

個人情報の取扱いについて、地方公共団体等や民間事業者の記述が従来対象ごとに分かれていましたが、個人情報保護に関する法律の改正を受け、当該改正法により、一律に規定されることとなりました。改正法で委任された事項を定める必要があるため、現行の鳥栖・三養基

地区消防事務組合個人情報保護条例を廃止し、新たに鳥栖・三養基地区消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。改正後、個人情報の保護に関する法律で条例に定めることが認められている事項で、開示請求に係る手数料について、開示決定等の期限及び期限の特例について、審査会への諮問について、運用状況の公表について、以上の事項について規定を設けます。なお、この条例につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

以上説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。

これより議案第2号の質疑を行います。

(一同)

なし

(松隈議長)

ないようでございますので、質疑を終わります。

本議案については討論を省略していただき、採決を行います。

議案第2号鳥栖・三養基地区消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号鳥栖・三養基地区消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例については、原案のとおり決しました。

日程第7議案第3号鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例を議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

議案第3号鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開個人情報保護審査会設置条例の制定について御説明いたします。①議案書の4ページから10ページをお願いいたします。

個人情報の取扱いについて、地方公共団体等や、民間事業所についての規律が従来対象ごとに分かれていましたが、個人情報保護に関する法律の改正を受け、当該改正法により一律に規定されることとなりました。改正法による地方公共団体等の情報公開個人情報保護審査会については、改正法第105条第3項において、行政不服審査法第81条第1項または第2項の機関と読替えられており、条例により当該機関を規定する必要があります。また、情報公開条例

で規定する情報公開審査会と統一を図るため、鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開個人情報保護審査会設置条例を制定し、併せて鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開条例の改正を行うものです。

なお、この条例につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。④議案参考資料の2ページから12ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上、説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。

これより議案第3号の質疑を行います。

(一同)

なし

(松隈議長)

ないようでございますので、質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第3号鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開個人情報保護審査会設置条例については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第3号鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開個人情報保護審査会設置条例については、原案のとおり決しました。

日程第8議案第4号鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

議案第4号鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明いたします。①議案書の11ページから14ページをお願いいたします。

地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、職員の定年を引き上げるほか、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の創設、並びに職員の給与に関する特例措置、その他を規定する関係条例等の改正を行うものでございます。第1条鳥栖・三養基消防事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正の主な内容といたしまして、

職員の定年年齢を段階的に65歳に上げます。管理監督職勤務上限年齢制により、管理職手当支給対象職の勤務上限年齢を原則60歳とし、当該年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの間に、当該職以外の職への降任を行います。定年前再任用短時間勤務職員の任用等について、所要の改正を行います。次に、14ページから30ページをお願いいたします。

第2条鳥栖・三養基地区消防事務組合職員定数条例の一部改正では、定数外職員について、関係規定に基づき改正すると共に、消防職員となった日から1年を経過しない職員について、新たに規定するものでございます。

第3条鳥栖・三養基地区消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正。

第4条鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正。

第5条鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正。

第6条鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

第7条鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

以上につきましては、地方公務員法改正に伴う関係条項の整理でございます。

第8条鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部改正では、地方公務員法改正に伴う関係条項を整理するとともに、参考とする鳥栖市職員の給与に関する条例の一部改正を受け、当組合も、地域手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当を新たに規定するものでございます。

第9条鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の退職手当に関する条例の一部改正につきましても、地方公務員法改正に伴う関係条項の整理でございます。

30ページをお願いいたします。

第10条鳥栖・三養基地区消防事務組合条例を廃止する条例の一部改正については、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の再任用に関する条例を廃止いたします。

なお、これらの条例につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。④議案参考資料の13ページから91ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上、説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。

これより議案第4号の質疑を行います。

(中村議員)

はい、議長

(松隈議長)

中村議員

(中村議員)

座ったまま失礼いたします。

まずこちらの資料の議案資料の14ページ、15ページ、こちらの鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の定数条例の一部改正の箇所でございますけれども、まず、第2条第2項を削ると。それから、新たな1条を加えるとありますけれども、この第2条2項を削って、新たな1条を加えた理由をひとつお聞かせいただきたい。

それからもう一つ、15ページのほう議案書です、議案書のほうの15ページの上のほうから(6)番、消防職員となった日から1年を経過しない職員、こちらを定数外とする理由を教えてください。

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

中村議員の質問にお答えいたします。

1点目、第2条第2項を削り、新たな1条を加えた理由について、第2条第2項において、地方自治法第252条の17の規定により派遣する職員及び同法第287条第2項の規定による併任の職員は、定数外にすることができると規定していましたが、今回地方公務員法第39条の規定に基づく研修に1年以上参加する職員。同法第28条第2項の規定により、休職している職員。地方自治法第252条の17第1項の規定により、派遣された職員を除く併任の職員。地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により、育児休業をしている職員及び消防職員となった日から1年を経過しない職員について新たに規定いたしたく、条項整理のため改正をお願いするものでございます。

2点目について、職員となった日から1年を経過しない職員を定数外とする理由について、今回の地方公務員法の改正に伴い、令和14年度まで定年退職者が2年に1度しか、生じないことから、新規採用者が年度によって大幅に変動する可能性がございます。その結果、職員の経験年数や年齢構成に偏りが生じ、専門的な知見の世代間の検証や、計画的な人事配置、人材育成等が困難となり、必要な消防力を将来にわたり安定的に維持出来なくなる恐れがございます。また採用活動の中、地方公務員、失礼いたしました、地方公共団体にとって、適切な人材を確保すること及び消防職員を志望する者を安定的に確保する観点からも、採用者数を一定程度平準化することが望ましいこととされています。このような中、消防職員については消防学校のエデュケーショナル・トレーニング・スタンダードに定められた初任教育及び専科教育救急科を、佐賀県では約9カ月間、実施されることと、当組合では、定数外となる定年前、再任用短時間勤務職員を含めた職員数管理を行っており、今後、定年延長職員を含めた高齢期職員が増加することから、消防力の低下を防ぐ観点からも、採用1年未満の職員を定数外とできるよう、お願いするものでございます。

以上お答えとさせていただきます。

(中村議員)

はい

(松隈議長)

中村議員

(中村議員)

もうちょっと簡単に言うとですね。今、すごいかたい御表現でいらっしゃったので、もうちょっと簡単にざっくりと。これをやることによって、何となく効果は分かるんですけど、ざっくりです。この組合にどのような効果を及ぼすとお考えなのか。そこら辺を簡単に御説明いただきますのでしょうか。

(松隈議長)

中村議員。今のは、消防学校の分でいいんですかね。

(西山総務課長)

2点目の事ででしょうか。

(中村議員)

2点目のほうです。

(西山総務課長)

すみません、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

中村議員の御質問にお答えします。

今後、定年延長職員を含めた高齢期職員が増加することから消防力の低下を防ぐ観点からも、採用1年未満の職員を定数外とできるよう、お願いするものでございます。

(中村議員)

了解いたしました。

(西山総務課長)

以上です。

(中村議員)

はい、ありがとうございます。

(松隈議長)

他にございますか。

(中村議員)

すみません、もう一個。

(松隈議長)

中村議員

(中村議員)

あの23ページの議案。こちらに鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部改正というところが23ページの中ほどにあります。こちらの、私ちょっと、第2条第1項に地域手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当とあるんですが、これを追加なさったご理由は何なんだろうかと。それと、私あんまり、ちょっと転勤とかしたことがないので分からないんですが、この地域手当って何だろう。それと単身赴任手当は、よく耳にする言葉ですけども、併せてその管理職員特別手当とは一体どのようなものなのか。ちょっと御教授いただきたい。

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

中村議員の質問にお答えさせていただきます。

1点目。第2条第1項に、地域手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当を追加した理由について、地域手当、単身赴任手当につきましては、総務省消防庁において、消防行政の推進を図る目的から、実務研修として、消防職員の派遣を受入れており、当組合も平成18年4月から平成20年3月の2年間、職員を派遣した実績があり、今後、単身赴任手当や地域手当等の支給に該当する機関へ職員を派遣する場合においては、当該規定に基づき、各種手当を支給するため規定するものでございます。

また、管理職員特別勤務手当につきましては、管理職手当の支給を受ける職員が、臨時または緊急その他の公務の運営の必要により、休日等に勤務した場合や災害への対処等により、午前0時から午前5時までの間、勤務した場合などに支給するため規定するものでございます。

なお、参考とする鳥栖市の条例が改正されたことに伴い、当組合も改正をお願いするものでございます。

2点目について。地域手当について。地域手当につきましては、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、規律で定める地域に在勤する職員や当該地域に近接する地域のうち、民間の賃金水準及び物価等に関する事情が、当該地域に準ずる地域に所在する公署で、規則で定めるものに在勤する職員に支給するものです。このことにつきましては、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3及び人事院規則9-49に準じて規定するものでございます。

3点目。単身赴任手当について、単身赴任手当につきましては、公署を異にする異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該移動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して、困難であると認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給するものです。このことにつきましては、一般職の職員の給与に関する法律第12条の2及び人事院規則9-89に準じて規定するものでございます。

4点目。管理職員特別手当について。管理職員特別手当につきましては、管理職手当の支給を受ける職員が、臨時または緊急の必要その他の公務の運営により、休日等に勤務した場合や災害への対処等により、午前0時から午前5時までの間に勤務した場合などに支給するものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

(中村議員)

はい、議長

(松隈議長)

中村議員

(中村議員)

すみません、ありがとうございます。大体内容がこういうものかというのが理解出来たのですが、この管理職員というのは、一般的に言えば、課長さんとか、そういう方々。要は、残業手当が出

ないとか、そういう方々の対応というように考えてよろしいでしょうか。

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

そのとおりでございます。

(中村議員)

ありがとうございます。

(松隈議長)

よろしいですか。

(中村議員)

すいません、もうひとつだけ。

(松隈議長)

中村議員

(中村議員)

はいすいません。なんか大変だなと思って。やっぱり私も以前ですね、一般職からその管理職になったらどうだと、正直な話ですけども。そういうときに、正直残業手当がついたほうが管理職になるよりも。こんなこと言っているんでしょうか。ありがたいなと実は思ったことがあって、管理職の方は、残業手当出ないのに、もの凄いやっぱり業務をこなされていて、それでそういうのがなかった、これが追加されるということは、それなりによろしいかなというふうに個人的に思った次第でした。以上です。

(松隈議長)

ほかにございますか。

(一同)

なし

(松隈議長)

ないようでございますので、質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第4号鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第4号鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例については原案のとおり決しました。

日程第9議案第5号令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第3号を議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(西山総務課長)

はい、議長

(西山総務課長)

議案第5号令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第3号について御説明いたします。別冊②、令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算の1ページをお願いいたします。

今回の補正でございますが、既決の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,368万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,233万3,000円といたしております。

5ページをお願いいたします。第2表地方債の補正でございますが、契約をいたしております各事業の組合債について、起債対象事業費が確定いたしましたので、起債の限度額について、失礼いたしました。起債の限度額については、高機能消防指令システムサーバー更新が1,000万円から850万円に減額、救助工作車整備事業が1億890万円から1億870万円に減額。高規格救急自動車整備事業が3,230万円から3,030万円に減額。庁舎外壁改修工事が6,140万円から4,820万円に減額いたしております。

それでは、予算の詳細について事項別に説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、款2使用料及び手数料、項2の手数料につきましては100万円の増額、款5財産収入、項1財産運用収入は、各基金の預金利子で107万6,000円を増額いたしております。項2財産売払い収入につきましては、救助工作車更新事業を令和5年度へ繰越しいたしますので、救助工作車の売払い額110万円を減額いたしております。款7の繰入金につきましては、財政調整基金繰入金で602万1,000円を減額し、消防施設等整備基金繰入金で826万円を増額いたしております。財政調整基金につきましては、一般財源の調整、消防施設等整備基金につきましては、庁舎外壁改修工事の起債内容の変更に伴い、繰入金を増額いたしております。11ページをお願いいたします。款10組合債で1,690万を減額しております。これは庁舎外壁改修工事の起債内容の変更による減額でございます。

12ページをお願いいたします。続きまして歳出について御説明いたします。款1議会費で2万2,000円を増額いたしております。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては792万8,000円を減額し、補正後の額を15億6,766万5,000円といたしております。内訳でございますが、節3職員手当等につきましては、出勤件数増加に伴う特殊勤務手当の増額をいたしておりますが、その他につきましては決算見込みにより598万4,000円を減額いたしております。節4共済費につきましては、決算見込みによる446万5,000円を減額いたしております。節8旅費は新型コロナウイルスの感染拡大により、救助技術指導会への不参加や研修等が中止されたことなどにより50万7,000円の減額、節10需用費38万6,000円の減額。節12委託料77万円の減額は庁舎外壁改修工事監理業務の入札差額でございます。13ページをお願いいたします。節14工事請負費306万3,000円の減額につきましては、庁舎外壁改修工事の入札差額による減額、補助車庫外壁改修工事設計金額の減額によるものでございます。

節18負担金補助及び交付金で77万1,000円を減額いたしておりますが、これは令和4年度採用職員3名のうち1名が現職の消防職員であったため、初任科入校が不要となったほか、決算見込みによるものでございます。節24積立金801万8,000円につきましては、決算見込みによる財政調整基金への積み立て及び各基金の預金利子等について、計画に基づきそれぞれの基金に積み立てるものでございます。次に、款3消防費項1消防施設費の減額577万9,000円につきましては、車両整備及び資機材の購入に伴う入札差額などでございます。④議案参考資料の92ページに、令和4年度負担金算出表、また、⑤議案概要説明書の1ページに、歳入、歳出の概要を添付いたしておりますので、ご参照頂きますよう、お願い致します。

以上、説明とさせていただきますが、何卒、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。これより議案第5号の質疑を行います。

(松隈議長)

ございませんか。

(一同)

なし

(松隈議長)

ないようでございますので、質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第5号令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第3号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第5号令和4年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第3号については原案のとおり決しました。

日程第10議案第6号令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

議案第6号令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算について御説明いたします。別冊③の令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億9,816万4,000円としており、前年度比2

億5,725万5,000円の減額となっております。

次に5ページをお願いいたします。第2表の地方債でございますが、災害対応ドローン整備事業に伴う起債の限度額が190万円、それから自動心肺蘇生器整備事業の限度額が670万円、鳥栖消防署、消防本部の庁舎空調改修工事の限度額が3,520万円、起債の目的全てにおいて、起債の方法は証券発行または証書借入利率は5%以内です。償還方法につきまして、政府資金の場合は、その融資条件、その他の場合は債権者と協定することといたしております。

歳入歳出予算の詳細については事項別に御説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款1分担金及び負担金で14億7,300万9,000円を計上しており、前年度比4,379万7,000円の減額となっております。負担金につきましては地方交付税の算定額を基礎としております関係で、補正後の人口が増加したものの、基準財政需要額に係る消防費の単位費用が1万1,500円、救急業務費は2,848円となったこと。また、緊急防災減災事業債を活用した、デジタル無線整備事業の普通交付税措置が終了したことにより、減額となったところでございます。款2使用料及び手数料、項1使用料の18万9,000円につきましては、自動販売機設置料でございます。項2の手数料は危険物施設の許可申請などに係る手数料150万円といたしております。款3国庫支出金につきましては科目設定でございます。13ページをお願いいたします。款4財産収入で項1の財産運用収入は、各基金の預金利子として11万9,000円、項2の物品売払い収入110万円は令和4年度からの繰越し事業といたしました、救助工作車更新に伴う車両の売払い額となっております。款5の繰入金でございますが、財政調整基金繰入金、退職手当基金繰入金は科目設定、また消防施設等整備基金繰入金は、はしご車のオーバーホールや消防本部、消防署空調改修工事に充当するため5,804万2,000円の繰入れを予定いたしております。款6の繰越金につきましては科目設定でございます。14ページをお願いいたします。款7諸収入、項1預金利子につきましては科目設定、項2では高速自動車国道における救急出動に対する支弁金として433万4,000円を計上いたしております。今年度は高速自動車国道への平均救急出動件数の割合が3%から2%に減りましたので、215万1,000円の減額となっております。項3の雑入につきましては危険物安全協会からの負担金100万円と、佐賀県防災航空隊へ派遣している職員2名分の人件費相当額となる負担金1,506万6,000円を計上いたしております。款8組合債につきましては災害対応ドローン、自動心肺蘇生器の整備、消防施設等個別施設計画に伴う消防本部、鳥栖消防署の空調改修工事を予定しており、4,380万を起債する予定でございます。

15ページをお願いいたします。続きまして、歳出でございますが、款1の議会費で39万1,000円を計上いたしております。次に、款2総務費の項1総務管理費、目1一般管理費を14億9,347万9,000円としており、前年度比6,151万5,000円の減額となっておりますが、主に退職手当の減額に伴うものでございます。内訳でございますが、節1につきましては会計年度任用職員1名を含む報酬として196万1,000円、節2給料で5億5,565万8,000円、節3職員手当等で4億5,220万2,000円を計上いたしております。16ページをお願いいたします。節4共済費で、共済費は2億218万9,000円、節7報償費で6万5,000円、節8旅費644万1,000円を計上。これは消防学校、消防大学校、救急救命士研修の旅費が主なものとなっております。次に、節9交際費10万円、節10需用費で5,339万5,000円を計上。これは、消防被服、消耗品費、光熱水費など経常的なものでございます。節11役務費の1,962万円につきましては、情報通信料や健康診断料などでございます。17ページをお願いいたします。節12の委託料で9,699万3,000円。主なものにつきましては、消防救急デジタル無線、消防指令システム、消防OAシステム等の保守業務に伴う委託料、はしご車のオーバーホール、ドローン操縦士資格取得に伴う委託業務などでございます。節13使用料及び賃借料で1,432万2,000円、これはOA機器のリース料などでございます。18ページをお願いいたします。節14工事請負費につきまして、消防本部、鳥栖消防署庁舎の空調改修工事など4,755万3,000円を計上いたし

ております。節17備品購入費で99万3,000円、火災等訓練用人間や、失礼いたしました。火災等訓練用人形や、庁用器具等の購入をお願いしたいと考えております。節18負担金補助及び交付金の983万8,000円につきましては、消防学校や消防大学校入校、救急救命士研修の負担金などでございます。節21補償補填及び賠償金につきましては、科目設定をいたしております。節24積立金につきましては3,110万5,000円を計上しておりますが、財政計画に基づき積立てをお願いしたいと考えております。次の節26公課費の104万3,000円は、車両に関わる重量税及び国家試験に合格した救急救命士の登録免許税でございます。19ページをお願いいたします。款2総務費の項2監査委員費は5万2,000円を計上いたしております。款3消防費は1,927万2,000円を計上しておりますが、節17の備品購入費で自動心肺蘇生器及び訓練用蘇生人形、災害対応ドローン整備に伴う費用でございます。20ページをお願いいたします。款4公債費でございますが元金で7,923万1,000円、利子で73万9,000円の合計7,997万円を計上いたしております。詳細については、説明欄に記載のとおりでございます。

21ページをお願いします。款5予備費については500万円といたしております。なお、④議案参考資料の93ページと94ページに、令和5年度負担金算出表、性質別歳入歳出一覧、⑤議案概要説明書の2ページに、歳入歳出の概要を添付いたしております。

以上説明とさせていただきますが、何卒、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。

これより議案第6号の質疑を行います。

(中村議員)

議長

(松隈議長)

中村議員

(中村議員)

度々わたくしで申し訳ございません。こちらの予算の内容を拝見すると、今回、災害用ドローンを導入されるということで。このドローンを導入することによって今までと違って、どのような効果が期待されているのか。どういうふうに、何ていうんですか。お仕事が広がっていくのかって。うそこら辺のちょっと、何かほか。何ていうか展望っていうか。そういうことをちょっと、お話しいただけたらと思います。

(松永警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

松永警防課長

(松永警防課長)

中村議員の御質問にお答えいたします。

導入による効果ということでございますが、土砂風水害等の災害や火災搜索救助におきましては、ドローンによる災害の全容把握に効果を発揮すると考えております。なお山林火災、遭難や水難による搜索などが発生した場合、第一義的な選択は、防災航空隊への出動要請となりま

すが、核・生物・化学災害、多数の傷病者が発生した事案、夜間の災害などの場合は、ドローンによる情報収集活動が有効となるため、このような事案にも活用したいというふうに考えております。以上でございます。

(中村議員)
議長

(松隈議長)
中村議員

(中村議員)
今までドローンって何ってというような時代からもうこんな時代になってきたんだなと。もの凄い活用がされるんだなということで、私も期待をしておりますが、もう一つ。これですね。このドローンの活用をされると思うんですけど、それによってですね、何か一定のこの運営基準みたいなものとか、そういうのが、お作りになるとか。何かいろいろ制限がございますでしょう。それからここには何ていうか。勝手に使うわけにもいけないので、そういうものは、作成予定とかそういうものがございましてしょうか。

(松永警防課長)
はい、議長

(松隈議長)
松永警防課長

(松永警防課長)
中村議員の質問にお答えいたします。
一定の基準等でございますが、この制度につきましては、令和4年12月航空法等の一部を改正する法律が施行されたことで、操縦ライセンス制度が創設され、ドローンの操縦者を証明する制度が始まったところでございます。改正法の施行に伴いまして、操縦ライセンス制度は国が認めた国家資格となり、無人航空機の飛行に当たっては、飛行マニュアル等に沿って運用することとなりますが、今のところライセンスを必要とするような活用は予定していないため、法令、飛行技術の習得や、航空局への飛行申請方法などの講習を受講させ、一定の基準、運用基準等について策定する予定でございます。以上お答えとさせていただきます。

(中村議員)
議長

(松隈議長)
中村議員

(中村議員)
だから、今のところですね。何人ぐらいの方を今回ここに費用として。何かドローンの、そういう資格。費用が17ページに91万3,000円上がっておりますが、今のところ、令和5年度は何人ぐらいを考えられていますか。

(松永警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

松永警防課長

(松永警防課長)

中村議員の質問にお答えさせていただきます。

最初は毎日勤務の職員5名で運用。週休日等は招集し災害対応に当たる予定でございます。しかしながら将来的には交代制勤務者を含み10名程度を養成し、運用したいと考えております。以上お答えいたします。

(中村議員)

ありがとうございます。

(松隈議長)

他にございますか。

(岡議員)

議長

(松隈議長)

岡議員

(岡議員)

一点だけお伺いします。細かい事でございますけれど、15 ページ歳出の議会費で前年度予算が39万1,000円、本年度予算も39万1,000円があがっていますけれども、先ほど議題になりました令和4年度の補正予算で、2万2,000円追加されているわけですね。あと4年度というのは残りわずかしかなないので、そうなれば当初予算がプラスになるのではなかろうかと。単純な考えですけど、どういう経緯でこのようになったのかですよ、お伺いいたします。

(西山総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

西山総務課長

(西山総務課長)

すみません。岡議員の質問にお答え申し上げます。この件につきましては議員様の選挙等があるため、そのへんで重複する恐れがあるとのことで金額を予定しておりました。補正予算の方で予定しておりましたので、その分、金額を上げてましたので、多くなっているところでございます。すみません。来年はですね議員の選挙がありませんので重複することがありません。失礼いたしました。選挙はありますけれども重複することがないということで、その金額になっております。すみません、しどろもどろしまして。

(岡議員)
議長

(松隈議長)
岡議員

(岡議員)
理解出来ないんですけれども。いわゆる補正であと4年度は数回しかない。にもかかわらず、補正を組まれた。いわゆる定例議会はおおよそ年に2回ですね。それからすれば本年度予算も前年度予算も同額でいいと思うんですよね。わざわざ前の議題では補正されているものですか。ですから何と言いますか。議員数が増えたとかそういう理由であれば理解できますが。

(松隈議長)
いずれにしても、令和5年度はこの金額でっていうことですね。

(西山総務課長)
すいません。ということで、令和5年度はこの金額でいきたいという事でご理解いただければと。

(松隈議長)
現状のところ上げる必要がないってことですよ。

(西山総務課長)
そうです。

(松隈議長)
現時点では。

(西山総務課長)
はい。

(松隈議長)
よろしいですか、他にございませんか。

(重松議員)
はい

(松隈議長)
重松議員

(重松議員)
23ページの給与の明細の13ページの一般職の(1)の総括で、職員数が書いてありますけれども、前年度と比較して、括弧の部分ですね再任用職員及び会計年度任用職員が2名増えるという関係もあります。これについて定数内職員がどうなるのかも含めて説明をお願いいたします。

(西山総務課長)
議長

(松隈議長)
西山総務課長

(西山総務課長)
重松議員のご質問にお答えします。

154名になっている定数との整合性について、職員定数につきましては、146名となっておりますが、154名の内訳といたしまして、派遣職員5名、再任用職員6名、会計年度任用職員1名、新規採用者職員2名、定数内職員140名となっております、再任用職員が増えたことにより、定数内職員が昨年度より5名減となる予定でございます。以上です。

(重松議員)
了解です。

(松隈議長)
他にございませんか。

(吉富議員)
はい、議長

(松隈議長)
吉富議員

(吉富議員)
お尋ねをしたいと思います、先ほどから、ドローン購入のお話が出てきておりましたが、190万の予算が計上されておりますが、まず一点。数字は消費税込みですかねこれ。

(松永警防課長)
はい、議長

(松隈議長)
松永警防課長

(松永警防課長)
吉富議員の御質問にお答えいたします。そのとおりでございます。

(吉富議員)
はい

(松隈議長)
吉富議員

(吉富議員)
私もドローンには興味があつて、時代の流れとともに必要であろうというふうに考えておりますが、190万ぐらい消費税込みっていうのは、安定性がないんですよ。はっきり言って、これ自然災害に使うわけでしょ。防止対策にもするわけでしょ。恐らく4Kのカメラぐらいは積んであると思う。そうすると、ものすごく山もある、霜もある、風にもある程度強いやつを買うなら、やっぱり500

万ぐらい出さないと良いの無いですよ。本当に。だから私はね、倍かかってもいいからやっぱ安定性のある、自然災害を防ぐためにも、やっぱ思い切ったことをやるほうがいいであろうと僕は思うわ。執行部の考えはどうなんですか。もう二度と買えないよ、これ。

(松永警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

松永警防課長

(松永警防課長)

吉富議員の御質問にお答えいたします。

今回購入予定のドローンにつきましては、金額は予算書のと通りの190万の金額となっておりますが、初期対応でございますので、今後につきましては複数の機器対応でさせていただきたいというふうに考えております。次期、導入のドローンにつきましては、そういったところまで検討させていただき、購入させていただければというふうに考えております。以上でございます。

(吉富議員)

はい、議長

(松隈議長)

吉富議員

(吉富議員)

初期的なことってね。そんな答弁はないと僕は思うよ。時期的に後でまた買うという、二重になるじゃないですか。そうじゃなくてね、やっぱり最初から思い切ったこと。これ資格取るまでも結構費用かかる時間とかかるだろうと思うよ。時間的にあるじゃないですか。これ安定性本当に、申し訳ないけど安定性が欠けます。そのぐらい出さないとね。500万ぐらい出さないと。安定性に欠ける。山に行った時でもですね、やっぱり自然災害を防ぐためにもドローンできちっとしたカメラでおさめて、早く処置をすることだって可能なんですよ。安全性がないと駄目なんですよ。これ。よくよく調べてみてください。雲泥の差がありますから。

(松永警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

松永警防課長

(松永警防課長)

吉富議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、いろいろな種類のドローンがございます。今後また、その辺りも含めて、検討してまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

(吉富議員)

はい、議長

(松隈議長)
吉富議員

(吉富議員)

是非とも思い切ったこと、やるべきだと思います。極力増額していただいて、補正また組めますので。やってください。お願いしときます。

(松隈議長)
他にございますか。

(大川議員)
はい、議長

(松隈議長)
大川議員

(大川議員)

この次年度の予算書を見させてもらったなかで気づいたというか。私個人だけかもしれないが。水防関係ですね。水防関係の取組む予算というのが、私がよく分からんまんまで質問しているかもしれんけど、あんまり見当たらないし。この、これは何ですか。鳥栖・三養基地区消防事務組合経過報告書。これも見させてもらったけれども、水防関係の活動といいますか。そういうのは、なかなか出てこないもんですから。やっぱり今御案内のとおりこれだけ、去年、令和4年は幸いにそう大した災害なかったんですが、その前の年なんかも、大雨であそこに災害が出た、また何年、二、三年前がもっと大きなことが出たってということで、水防関係もきちんと対応しなくてはならないだろうと思うもんですから。この辺をしてあるだろうと思ったけど、私がちょっとこれ、水防関係の予算を見つけきらんもんですから。その辺ちょっとよかったら教えていただきたいと思います。というのがうふうにお考えなのかですね。

(松永警防課長)
はい、議長

(松隈議長)
松永警防課長

(松永警防課長)

大川議員の質問にお答えさせていただきます。

水害、水防につきましては、基本的に各構成市町の消防団が担うような格好になっているところでございます。で、人的な救助とか捜索とかが発生した場合については我々も当然活動いたしますが、この水防による、水害による被害想定の内容の業務とか、そういうものにつきましては市町が対応することとなっております。以上お答えいたします。

(大川議員)
はい、議長

(松隈議長)
大川議員

(大川議員)

確かにそらそうかもしれません。ただ、私も以前は消防にずっと関係しておった中で、以前はこの消防署のほうから御指導いただいて、水防訓練なんかもやってましたですね。ちょっと細かいこと言うけど、それこそ土嚢のつくり方から指導して、その土嚢の積み方も3通り、4通りということで、たぶん宝満川の河川敷だったと思いますけれども、あそこで、構成市町の消防員全部集合させて、訓練とかあっておりましたよ。そういうことが今、いわゆる課長が言われるそれは市町のことだから私はしませんっていうことじゃ、ちょっとおかしいことじゃなかですかね。やっぱりその辺を指導してもらわんといかんけん、その辺のある程度の経費も要りますよって。その辺はきちんと予算を組んで対応せんといけんじゃなかろうかと思うんですけどいかがでしょう。

(松永警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

松永警防課長

(松永警防課長)

大川議員の質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり指導等につきましては、市町から依頼があれば当然お伺いして、そういった指導も行うところでございますが、その、物を用意することについては、市町のほうでやっていただきますので、そういった物の予算というのは、事務組合のほうでは計上いたしておりません。以上、お答えとさせていただきます。

(大川議員)

はい、議長

(松隈議長)

大川議員

(大川議員)

今言われるように市町でって言われますけれども、今言いましたように過去に、あったようなことは一切もうやらないっちゅうことですか。もうやる必要がないというふうな判断をされてるんですかその辺いかがですか。

(松永警防課長)

はい、議長

(松隈議長)

松永警防課長

(松永警防課長)

大川議員の質問にお答えさせていただきます。

指導等につきましては、当然、我々も消防団、それから町の職員等に指導する必要があると思いますので、そういったことについては取り組ませていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

(大川議員)
はい、議長

(松隈議長)
大川議員

(大川議員)
今取り組ませていただきますという発言あったけど今まではされてなかったということですね。今言うようにね予算的にいろんな道具をそろえる、それは確かに市町でせにやいかんけれども。私が言いたかったのは、そういうふうな訓練とかもね、するにはやっぱりそれなりの経費が要りましょうから。その辺はちゃんと予算で組んで対応するようにしとかんといかんじゃなろうかということ言いたかったわけですよ。ただしかし、予算上は見えなかった。だからどうしてかなあと思って聞いたんです。ですからやっぱし、今、その辺か今まではされてなかったんですか。その辺どうですか。

(松永警防課長)
はい、議長

(松隈議長)
松永警防課長

(松永警防課長)
大川議員の質問にお答えさせていただきます。
当然市町のほうからの依頼があれば、我々も当然指導に行きますが、ここ数年はそういった依頼もあっておりませんので、出なかったということになります。以上でございます。

(大川議員)
はい、議長

(松隈議長)
大川議員

(大川議員)
先ほど言いましたようにね、宝満川の河川敷で関係者、構成市町の消防団員が集まってしてきたことは、あれもやっぱし市町村からの要求があったからしたっちゃうことですか。

(松永警防課長)
はい、議長

(松隈議長)
松永警防課長

(松永警防課長)
大川議員の質問にお答えさせていただきます。
手持ち、今資料はございませんが、そのように認識をしております。以上でございます。

(大川議員)
はい、議長

(松隈議長)
大川議員

(大川議員)
そしたらもう帰って早速、ちょっとまた連絡しておきたいと思いますが、もういっぺん言います。何て言いますかね、気候的変動も大体もう亜熱帯気候に移りつつある、そして毎年温度が高くなる。降水量も増えてるというのは、もう御案内のとおりですね。そうすればやっぱし水害の心配もあるわけです。今どこの市町だって、河川整備かれこれ一生懸命されてますが、まだまだ完全には追いついていない。そういうときには、なおさら、きちんとした今は防災減災、いつも言っていますがね。対応する準備しとかんといかん。やっぱしそういうこともね、市町の要求があるからしますでいいのかなあと。やっぱしもう消防署は指導的立場ですから。やっぱしお宅からでだって、これやりましょうやと。こういうことを心配だからもうこれをやりましょうやっていうぐらいのね、お声かけされてもいいんじゃないですか。そうしないと、市町に任せてる市町に任せてるっていう。それじゃ私はちょっと、もちろん市町から要請するとこありましようけれども、お宅あたりから指導的に、これをやりましようということも当然必要だと思いますけど、今後の対応としていかがですか。

(橋本管理者)
はい、議長

(松隈議長)
橋本管理者

(橋本管理者)
御指摘ありがとうございます。今、松永課長から申し上げましたように、河川、水害の対応というのは基本、各市や町が担当すべきものと認識をしております。例えば、鳥栖市の場合は、河川の浚渫とか堤防の補強とか。あるいは土嚢につきましても、水嚢も含めてですね。水を入れて、簡便に水を入れれば、土嚢対応になる物もございますので、そこが浸水想定のところ、事前にもお配りをして、その使い方も説明をしたりしております。ですから、基本、各市町が地域特性を把握した上で、それぞれ準備をする。あと、一応鳥栖市の場合だけしか存じ上げませんが、鳥栖市の場合は降雨時期については、庶務防災係というのがございます。そこが、指導した上で、土嚢何百個か事前に作って準備をしたりしてございまして、それを運んでいく。ですから、消防が担当するのは、やはり、実際に人命救助に関わることを担当することになりますので、そこは、各市町から中央へ要請すれば、当然、行って御指導するということはいたします。ただ、河川の整備とか、それぞれの防災という観点のところは、各市町がやっぱり責任を持ってすべきと認識をしております。以上です。

(大川議員)
はい、議長

(松隈議長)
大川議員

(大川議員)

今市長が、管理者が言われて河川整備関係もちろん市町ですることは、もう当然のことだから、それを言ってるんじゃないんですよ。そうしながらも災害が出る可能性がありますから、それに対応するための訓練等とかですね。そういうことは市町の要請があつたらしめますじゃなくて、やっぱしこちらからだって、そういうことをきちんと皆、どこの消防団の団員さんも、マスターしとってもらったらいいいちゅうこともあるから、主導的にこちらからだってやってほしいですけど、いかがですかっていうお尋ねをしようですよ。だから、お互いに、もう何の場合、災害ある場合は、もうお互い協力してということで、当然せんといかん。その事前の準備として防災減災の立場から言つての訓練等についてもですね、市町から来たらやりますじゃなくて、そういう要請があつたらもちろんだけど、それ以外でも、こちらから主導的に、今うちが近くにいますのでやりましょうよ、ぐらゐの指導をやってもらってもいいんじゃないですかって、いうことをお願いしておるわけですよ。その辺いかがですかね。

(消防長)

はい、議長

(松隈議長)

消防長

(消防長)

大川隆城議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど、今度、令和5年の3月に鳥栖・三養基地区の消防団幹部会議、また、市町の防災担当者の皆様を交えたところで、幹部会議を行いますので、今言われたような水防工法、各市町の団の幹部の皆様と話をいたしまして、指導の要請があれば指導に行く。また、そういうことを密に連携をとっていきたいと思っておりますので、これで御理解いただきたいと思います。

(大川議員)

もう是非、前に進んでしてもらえるようにお願いします。

(松隈議長)

他にありますか。

(一同)

なし

(松隈議長)

では、質疑を終わります。

本議案については討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第6号令和5年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(一同)

異議なし

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第6号令和5年度鳥栖・三養基消防事務組合予算については原案のとおり決しました。

これをもちまして、令和5年2月組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和5年 月 日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員
